

山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例新旧対照表（第11条関係）

新	旧
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 11 略</p> <p>12 第一項第六号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者</p> <p>二 略</p> <p>13 略</p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 11 略</p> <p>12 第一項第六号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所）であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者</p> <p>二 略</p> <p>13 略</p>
<p>(サービス提供の方針)</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者に対し身体的拘束等（身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為をいう。次項及び第五項において同じ。）を行つてはならない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>(サービス提供の方針)</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者に対し身体的拘束等（身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為をいう。次項 において同じ。）を行つてはならない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。</p>

4 略	4 略
5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に	
一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	